

信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第十九号において同じ。）</p> <p>十～十五（略）</p> <p>十六～三十九（略）</p> <p>四十 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第二十九号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 資金移動業者</p> <p>十～十四（略）</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>八の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第八号の二において同じ。）</p> <p>九～十四（略）</p> <p>十五 独立行政法人雇用・能力開発機構</p> <p>十六～三十九（略）</p> <p>四十 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第三十一号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>八の二 資金移動業者</p> <p>九～十三（略）</p>

(削る)
十五、二十九 (略)

十四、独立行政法人雇用・能力開発機構
十五、二十九 (略)